



## 給与所得課税のシミュレーション分析<sup>(1)</sup>

鈴木 善 充

**要旨** 本稿では、2012年度税制改正大綱（政府案）に盛り込まれた給与所得控除制度改正と給与所得控除と累進税率表を改革する独自案を提示し、家計負担と税収を推計した。

政府案による給与所得控除の上限設定は、上限に直面する家計にとって実効限界税率の上昇が発生する。本稿では、彼らの限界的な労働供給に負の影響をもたらす可能性を指摘した。政府案は最高税率を新たに設定しているが、これによる格差是正と増収の効果は小さい。

独自案の分析を通じて以下のことがわかった。第1に、給与所得控除を簡素化し、水準を下げても、課税所得区分を見直すことで、限界税率を引き上げることなく、高所得層の税負担を増加させられる。第2に、追加的に累進税率表を変更させることで相対的に高所得層に税負担の増加を図りつつ、3.4兆円規模の増収を確保できる。

**キーワード** 所得税, 給与所得控除, 税収

**原稿受理日** 2012年9月26日

**Abstract** This paper estimate the tax burden on household and the tax revenue in “the tax reform 2012” and my original reform in a employment income tax. A setting an upper limit to the size of employment income deduction by the tax reform 2012 causes an increase of effective marginal tax rate with households who is on that limit. This perhaps the cause that has a negative effect to decrease a marginal labor supply of them. This paper estimate a little in the improvement of the income differencies and of the tax revenues by the tax reform 2012 which has new setting the highest tax rate. This paper points out these follows. The first is that to simplify and to decrease the size of employment income deduction give the new burden to higher classes by reconsidering the tax brackets and non increasing the marginal tax rate. The second is that to reform progressive income tax rate has effects to give the new burden to higher classes and to increase the revenue by 3,400 billion yen.

**JEL Classification** H23, H24

(1) 本稿は、財団法人関西社会経済研究所（現在、一般財団法人アジア太平洋研究所）の研究プロジェクトである「税財政改革研究会（2011年度）」における橋本恭之教授（関西大学）との共同研究の一部を大幅に加筆修正し、筆者の責任で執筆したものである。

## 1. はじめに

平成23年度の税制改正大綱において、所得再分配の観点から所得税が見直されることになった。見直される点は、これまで制度目的としては水準が高いといわれていた給与所得控除の縮小である。給与収入1,500万円超の給与所得者の給与所得控除を一般従業員と役員にわけて縮小させようとするものだ。しかし政治的な混乱の中で、この改正は実現にはいたらなかった。そこで今年度（平成24年度）の税制改正大綱では、一般従業員と役員を区別することなく、給与収入1,500万円超の給与所得控除に245万円の上限を設定することになった。これほどまでの改正は1974年税制改正以来の大きなものとなる。

1980年代半ばの抜本的税制改革以降、所得税は累進税率表のフラット化が改正の傾向にあった。しかし、2000年代に入って、所得格差が経済問題として取り上げられるようになったことから所得税改革の傾向が変化している。直近では、平成23年度税制改正大綱に書かれているように、所得税は格差是正、所得再分配機能の強化を目的とした改正に動いている。政府税制調査会は、平成24年度大綱をまとめていくなかで、所得税の最高税率の引き上げを議論し、具体案まで出している。

平成24年度の税制改正大綱においては、東日本大震災の復興財源として、所得税の定率2.1%増税が織り込まれていることにも注意が必要である。増税期間は25年にもわたる長期的なものである。「社会保障と税の一体改革」では、消費税増税が注目されているが、今回の改正では所得税増税も行われていることも忘れてはならない。

本稿ではまず、2012年所得税改正における給与所得控除改正と税制調査会で議論されていた累進税率表の改正案は、家計負担にどのような影響をもたらすのかについてシミュレーション分析を通じて明らかにする。次に、給与所得控除と累進税率表改正について抜本的改革案を提案し、同様のシミュレーション分析を通じて今後の所得税改革のあり方を検討することにした。

## 2. 所得税改正について

### 2.1. 平成23年度税制改正大綱と復興増税

平成23年度税制改正大綱（以下、平成23年度大綱とする。）は、菅内閣（当時）が掲げる重要課題を反映している<sup>②</sup>。平成23年度大綱は、改正の目的として、「デフレ脱却と雇用

のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正、納税者・生活者の視点からの改革、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革」を掲げている<sup>(3)</sup>。所得税が関連する部分としては、「格差拡大とその固定化の是正」があてはまり、「社会保障制度と併せて、税制における再分配機能の回復を図る必要があります。平成23年度税制改正では、所得税における諸控除の見直しや相続税における控除や税率構造の見直しにより、税制の累進構造の回復を図ります。」と記述されている<sup>(4)</sup>。本稿では給与所得控除改革と所得税の税率構造について焦点を当てているので、この2点について改正の内容をみることにする。

図1は平成23年度大綱に記述されている給与所得控除改正の概要を図示したものである。改正の目玉は、給与収入1,500万円超に給与所得控除の上限（245万円）が設定されることである。いまひとつは、給与所得者を一般従業員と法人役員等に区分し、法人役員等については、給与収入4,000万円超から上限を125万円と一般従業員の半分の水準に設定することである。一般従業員と法人役員等の上限額に差を設ける根拠につかわれているのが、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の2つに区分する考え方だ<sup>(5)</sup>。これら2つの区分から考えて、平成23年度大綱では、改正の理由として、まず「他の所得との負担調整」としては、就業者の約9割が給与所得者である現状を挙げて、他の所得と負担調整するためという機能が薄れていると指摘している<sup>(6)</sup>。いまひとつの「勤務費用の概算控除」としては、給与所得控除の割合が給与収入総額の約3割を占めていることが主要国と比較しても高いことを指摘している<sup>(7)</sup>。

以上2つの指摘に基づいて、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の性格はそれぞれ半分ずつ有しているとして、現状の給与所得控除は過大であるとし、格差是正と所得再分配機能の回復という観点から適正化への見直しした案が図1のようになっている。

図1には示していないが、特定支出控除を利用できる幅が広がった点も大きな改正の1つである<sup>(8)</sup>。改正によって給与所得控除が縮減される給与所得者が出てくる可能性がある。これまでは実額で経費として認められ、その額が給与所得控除を上回る場合は、特定支出

(2) 「新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）」および「財政運営戦略（2010年6月22日閣議決定）」があげられる。

(3) 『平成23年度税制改正大綱』2ページ参照。

(4) 『平成23年度税制改正大綱』3ページから引用。

(5) 給与所得控除の性格と機能については藤田（1992）を参照。

(6) 『平成23年度大綱』11ページ参照。

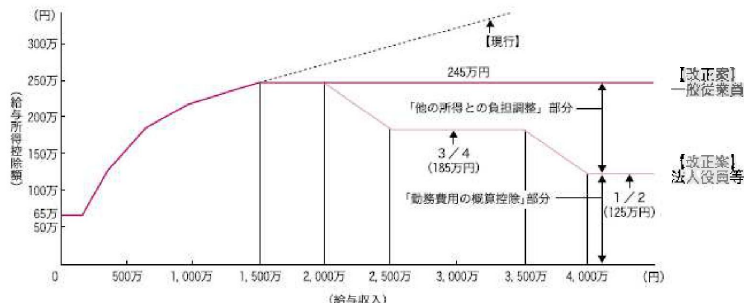
(7) 『平成23年度大綱』11ページ参照。

(8) この他、成年扶養控除と退職所得課税の見直しがある。

■給与所得控除の見直し（案）

- ① 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定します。
- ② 法人役員等については、以下の見直しを行います。
  - ・ 給与収入4,000万円超は、2分の1の額（125万円）を上限とします。
  - ・ 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的に徐々に控除額を縮減します。

※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用します。



出所：財務省『平成23年度税制改正（案）のポイント』より抜粋。

図1 平成23年度大綱における給与所得控除改正の概要

控除として控除制度を利用することができた<sup>(9)</sup>。しかし領収書を集めなければならないということと、実際に特定支出が概算控除を上回る人がごく少数であることから、特定支出控除を申告するケースは年間10件程度にとどまっていた。

平成23年度大綱では、特定支出に特定の業務に就くための必要な資格取得費と勤務必要経費が加えられることになった<sup>(10)</sup>。これまでは給与所得控除を上回る特定支出が認められていたが、今回の改正の内容にある給与所得控除の2分の1の額を上回る特定支出部分が認められるようになった。

以上のように平成23年度大綱では、所得税の給与所得控除について1974年以来の大きな改正が盛り込まれていたが、ねじれ国会と2011年3月に起きた東日本大震災への対応とともに一部は所得税法改正に到らない部分があった。特に給与所得控除改正では役員における「勤務費用の概算控除」部分の縮小は改正に到らなかった。

平成24年度税制改正大綱（以下、平成24年度大綱とする。）における所得税改正は、前

(9) 国税庁ホームページによると、特定支出としては以下の5つを挙げている。①一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出、②転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの、③職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出、④職務に直接必要な資格（一定の資格を除きます。）を取得するための支出、⑤単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの。

(10) 平成23年度大綱によると、資格取得の対象となるのは、弁護士、公認会計士、税理士などである。勤務必要経費とは、図書費、衣服費、交際費及び職業上の団体の経費となっている。

年度大綱を引き継ぐ形をとっている。役員における「勤務費用の概算控除部分」の縮小は改正に盛り込まれていないが、これ以外の給与所得控除改正は平成23年度大綱の内容が盛り込まれた<sup>(1)</sup>。

平成23年度大綱と平成24年度大綱に盛り込めなかった税制改正の1つとして最高税率の引き上げがある。税率構造の見直しは「社会保障・税の一体改革成案」に記述されている<sup>(2)</sup>。政府税制調査会の懇談会資料である「税率構造の見直し〔検討事項の課題と方向性〕」によると<sup>(3)</sup>、「どの所得階層でも負担水準が低下」「今後の消費税率の引上等によって中低所得者層の負担は相対的に重くなる」「特に高い所得階層では負担が大きく低下している」ことを挙げ、「格差の是正等の観点から、税率構造のあり方を検討する必要」としている。

このような中で政府税制調査会は4つの最高税率の引き上げ案を提案している。表1は政府税制調査会が提案している4つの具体案である。

表1 政府税制調査会による具体案

	税率	課税所得 (給与収入)	考 え 方	増収見込額	影響人員数 (納税者比)
案①	45%	1,800万円超 (2,336万円超)	現行の最高税率ブラケットについて、5%引上げ。(40%ブラケットはなくなる。)	1,900億円程度	29万人程度 (0.6%)
案②		2,500万円超 (3,036万円超)	給与収入3,000万円程度から5%引上げ。	1,200億円程度	17万人程度 (0.3%)
案③		2,700万円超 (3,236万円超)	税率33%のブラケット幅(900~1,800万円)と40%の幅(1,800~2,700万円)が等しくなるように設定。	1,100億円程度	14万人程度 (0.3%)
案④		3,000万円超 (3,536万円超)	課税所得3,000万円超は、平成11年に引き下げる前の最高税率ブラケット。	900億円程度	11万人程度 (0.2%)

- (注1) 給与収入は夫婦子2人(子のうち1人が一般扶養、1人が特定扶養と仮定)を前提。  
 (注2) 増収見込額、影響人員数については、平成23年度予算ベース(給与所得控除の上限設定を加味)。なお、増収見込額については所得税のみの数値。  
 (注3) 平成11年に引き下げる前の最高税率は、課税所得3,000万円超で50%(住民15%を合わせると65%)。  
 出所: 社会保障・税一体改革作業チーム『論点整理(国税)』平成23年度 第28回 税制調査会(12月21日)資料一覧引用。

最高税率については、現行の40%から45%へ引き上げ、最高税率が適用される課税所得は1,800万円超~3,000万円超までの間で4案が検討された。しかしながら、2012年2月17

- (1) したがって給与所得控除の改正は従業員と役員の区別無く、給与収入1,500万円超において245万円の上限が設定されることになった。  
 (2) 「IV 税制全体の抜本改革」(1)個人所得課税の中で、「格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。」とある。  
 (3) 財務省、2011年12月15日付けの資料である。

日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」では、4案よりも最高税率45%が適用される範囲は大幅に引き上げられ、「現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける」とされることになった<sup>(4)</sup>。最高税率45%が適用される範囲が大幅に引き上げられた理由の1つとしては、東日本大震災復興増税が挙げられる。

平成24年度大綱の閣議決定に先立って、政府は東日本大震災の復興財源に関する増税法案を可決した<sup>(5)</sup>。所得税については、所得税額が2.1%上乘せされることになった。これは2013年1月から25年間にわたる長期的な増税である<sup>(6)</sup>。所得税負担者全体の増税が課せられる中で、新たな増税対象者をかなり高額所得者に限定せざるをえなかったものと考えられる。

## 2.2. 給与所得控除の改正について

表2は1970年以降の給与所得控除改正についてまとめたものである。2012年の給与所得控除改正は1974年以来の大きな改革となる。1974年改正によって今回の改正前のシステム、つまり最低控除額と給与収入が上昇するにつれて限界控除率が通減し、上限がない制度が構築された。それまでは給与収入が上昇するにつれて限界控除率が通減される額に定額控除が加えられ、上限が設定されている制度であった。その後、物価の上昇に伴って給与収入区分と最低控除額は変化する制度改正が行われている。

図2は平均給与と平均給与に占める給与所得控除の割合を1970年から2010年まで計算したものである<sup>(7)</sup>。図2によると、1970年から73年にかけては控除率が大きく低下していることがわかる。この期間中は高度経済成長を背景に平均給与額が大きく伸びているが、給与所得控除制度は改正がないため控除率が大きく低下している<sup>(8)</sup>。控除率が低下することは給与所得者にとって増税となる。そこで、インフレ基調とオイルショックが重なる経済状況の74年に給与所得者減税を目的として給与所得控除の改正がなされた<sup>(9)</sup>。図からも74

(4) この改正案は、2015年分の所得税からの適用を予定している。

(5) 「平成24年度大綱」の閣議決定は2011年12月10日、復興財源増税法案の可決は2011年11月30日である。

(6) 所得税以外の増税項目としては、法人税と個人住民税（地方税）がある。法人税は、法人税額が10%上乘せされることになった。法人税の場合は税制改正で10%引き下げがなされており、引き下げ分を復興増税として上乘せされるということになる。増税期間は2012年4月から3年間となっている。個人住民税は均等割が1,000円上乘せされることになった。増税期間は2014年6月から10年間である。

(7) 金額は名目値である。

(8) 1970年の平均給与額は94.0万円であり、1973年のそれは146.3万円である。

(9) 74年では給与所得控除の他、所得税は課税所得区分が変更されている。74年度の一般会計予算によると、これらの減税規模は14,810億円とされている。

表2 給与所得控除の変遷

改正年	控除内容
1970年	100万円まで 20%
	200万円まで 10%
	400万円まで 5%
	定額控除10万円 最高限度50万円
1974年	150万円まで 40%
	300万円まで 30%
	600万円まで 20%
	600万円超 10%
	最低控除50万円 上限なし
1980年	150万円まで 40%
	300万円まで 30%
	600万円まで 20%
	1,000万円まで 10%
	1,000万円超 5%
	最低控除50万円 上限なし
1984年	165万円まで 40%
	330万円まで 30%
	660万円まで 20%
	1,000万円まで 10%
	1,000万円超 5%
	最低控除50万円 上限なし
1989年	165万円まで 40%
	330万円まで 30%
	660万円まで 20%
	1,000万円まで 10%
	1,000万円超 5%
	最低控除65万円 上限なし

出所：筆者作成。

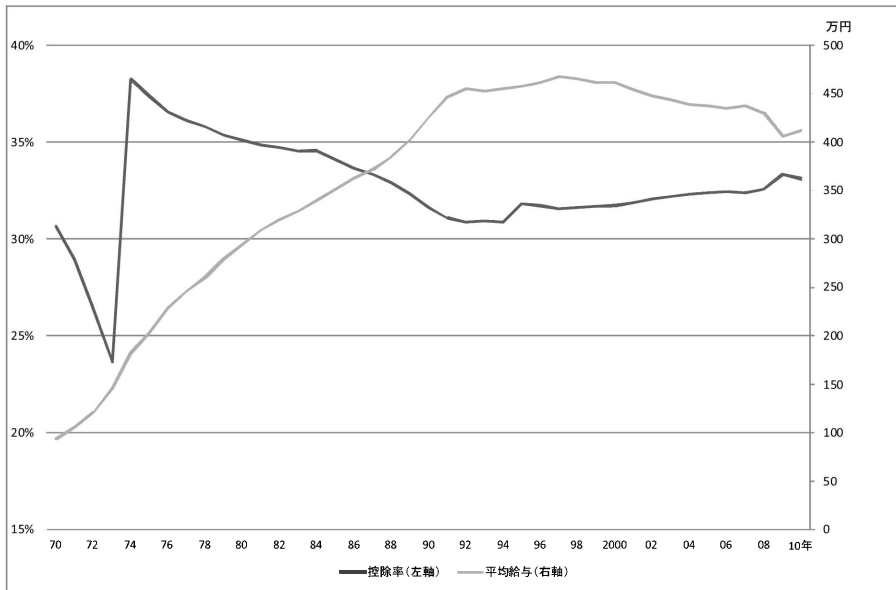
年に控除率が大きく伸びていることが確認できる。

74年以降バブル崩壊の91年まで平均給与額の上昇に伴って控除率が低下していることがわかる。74年から2010年まで平均給与額は約2倍に増大しているが、控除率は概ね35%から30%の間に収まっている。

平均給与額に占める給与所得控除率が30%程度という値は高すぎるという指摘はよくなされる。また控除率が高いために実額控除を選択する人がごく少数にとどまっているともいわれる。シャープ勧告においても、事業所得等とのバランスを考慮して勤労所得控除を引き下げるように勧告したとされる<sup>20)</sup>。

74年の改正について宮島（1986）は、「その改正理由の一つは制度の簡素化を図ること、および必要経費概算控除の性格をより明確にすることで、ここから一律定額控除の廃止と

<sup>20)</sup> 日本租税研究協会編（1950）66ページ参照。



出所：国税庁『民間給与の実態（長期時系列）』より作成<sup>①</sup>

図2 平均給与における給与所得控除比率の推移

定率控除制度への統合・一本化が実施されました。ただ、定率制度への転換によって控除額の切り下げという打撃をこうむることになる少額給与所得者を救済するために最低控除額制度が同時に導入されたのです。もう一つの注目すべき改正理由は「収入が増加するにつれて何がしかの経費が増えてくる」という主張で、ここから最高限度額制度が撤廃され、いわめて高額な給与収入にも逓減的ではあれ給与所得控除額の増加が認められるようになりました。」<sup>②</sup>と述べている。

そこで宮島（1986）は控除額が必要経費としては高すぎるという問題点に加えて、2つの問題点を指摘している。ひとつめは、役員が受け取る高額な給与収入の部分にも必要経費が適用されるのかという問題である。役員賞与は役員の給与収入に占める割合が高く、役員賞与は利益処分の性格が強いというものである<sup>③</sup>。

いまひとつは、いわゆる給与所得控除制度が「影の累進税率表」になっているというものである。給与所得控除額は給与収入が高くなるにつれて控除額が大きくなる。しかし課税段階の給与所得は高くなるにつれて高い累進税率表が適用される。ゆえに「給与収入の

① 表3-1「1年勤続者・1年未満勤続者の給与所得者数・給与額・税額」における1年勤続者のデータを利用している。

② 宮島（1986）172ページ，2行目から引用。

③ 宮島（1986）172ページ，9行目から参照。



増加につれ税負担率の上昇テンポが加速されるという問題」を指摘している<sup>24</sup>。

藤田（1992）は給与所得控除率が給与収入額によって大きく異なっていることと、構造が複雑であることを問題点として挙げている。このことから給与所得控除をフラット化させることで簡素化をはかるべきであるとしている<sup>25</sup>。藤田（1992）は87年から導入された特定支出控除制度について、実額控除の導入という点では評価しながらも、その実効性に疑念を示している。要因としては、特定支出項目が限定されすぎている点、概算控除全額と特定支出控除をいずれかを選択しなければならない点、特殊な給与所得者の存在を考慮していない点の3つを挙げ、「実額控除を選択する給与所得者と事業所得者との取り扱いが、経費控除面において平等になっていない。」としている<sup>26</sup>。この点については、木下・本間・大鳥（1986）においても、本間は「労働に対する実額控除を事業所得あるいは資本に対する実額控除とどのように整合的に位置づけるのかという問題がある。」<sup>27</sup>としている。

橋本・呉（2008）は給与所得控除の金額との選択の形で実額控除が認められている点からして、給与所得控除は概算経費として解釈すべきものとしている。彼らは家計データから算出した経費率と給与所得控除率を比較すると現行水準が高すぎるとしている<sup>28</sup>。また彼らは給与所得控除を簡素化し、定額控除と定率部分で構成する案を提示している。そしてこれを上回る必要経費がかかる個人は申告すればよいとしているが、付加項目として事業所得に関する必要経費算定の厳格化がなければ、給与所得者の不公平感に対応できないとしている。

これまでの給与所得控除改革の方向性としては、水準の引き下げと簡素化が1つの提案としてあるだろう。その上で最終段階の累進税率表が政策目的に対応すればよいだろう。

### 3. 所得税改革のシミュレーション

本節では所得税改革が家計負担とマクロ税収にどのような影響を与えるのかについてシミュレーション分析を通じて明らかにしていく。

<sup>24</sup> 宮島（1986）172ページ，12行目から引用。

<sup>25</sup> 藤田（1992）110ページ，13行目から参照。

<sup>26</sup> 藤田（1992）111ページ，7行目から引用。

<sup>27</sup> 木下・本間・大鳥（1986）124ページ，58行目から引用。

<sup>28</sup> 『家計調査年報（2006年）』勤労者世帯のデータを利用して経費率を計測すると，6%～9%程度であるとしている。

### 3.1. 給与所得控除改正について：実効限界税率への影響

平成24年度大綱では給与収入1,500万円超において給与所得控除の上限が245万円に設定されている。このような税制改革が行われた場合、給与収入1,500万円に直面している人にとっては追加的な収入にかかる税負担が改正前後で異なってくる。通常の経済学でいわれる限界的な税負担が異なるというものである。追加的な収入の増加によって税負担が増大することは労働供給に負の影響を及ぼす可能性がある。

図3は単身者を想定して改正前後の実効限界税率を比較したものである。実効限界税率(EMT とする。)は以下の式で表される。つまり、追加的に収入が増加することによって税負担額がどれだけ増加するかについて改革前後で比較していることになる。

$$EMT_1 = (T_2 - T_1) / (Y_2 - Y_1) \quad (\text{実効限界税率})$$

ただし、 $Y_1$  と  $Y_2$  は収入を表し、 $Y_2 = Y_1 + \Delta$  の関係にある。ただし、 $\Delta$  は追加的な収入額である。 $T_1$  と  $T_2$  は  $Y_1$  と  $Y_2$  に対応する税額である。図3を作成するにあたっては、 $\Delta$  を1万円として計算している。

図3によると給与収入1,500万円では改正前後で実効限界税率に乖離がみられる。改正後では、給与所得控除額が減額されることによる限界的な増税によって実効限界税率が上昇している。つまりこれは、改正によって労働供給に負の影響がもたらされる可能性を示唆している。

図3では、再度、改革前後で実効限界税率が上昇している。また2本のグラフにずれが生じている。再度、実効限界税率が上昇するのは、新たな税率区分に突入するからである。2本のグラフにずれが生じているのは、改正によって課税所得に差がでているからである。

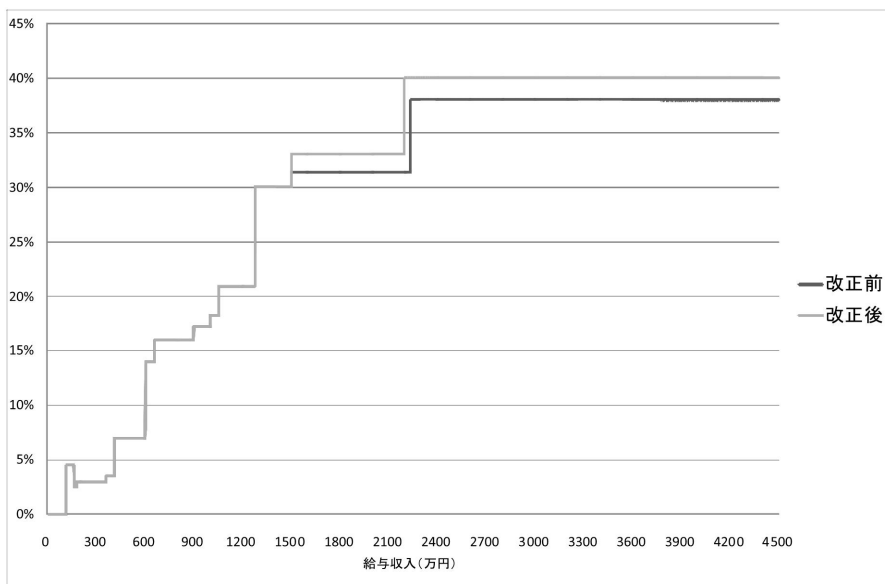
### 3.2. 所得税改正と独自試案

これまで述べてきたように、給与所得控除については、定額控除と比例控除の組み合わせに簡素化すべきだという議論がなされてきた<sup>29)</sup>。本節では2012年の税制改正に独自試案を加えてシミュレーション分析を行うことにする。独自試案としては、給与所得控除を定額控除65万円と給与収入の10%の合計額とすることにした。ただし、給与所得控除の金額は2012年度の税制改正大綱と同様に245万円を上限とする<sup>30)</sup>。

<sup>29)</sup> たとえば、宮島(1986)、藤田(1992)を参照されたい。

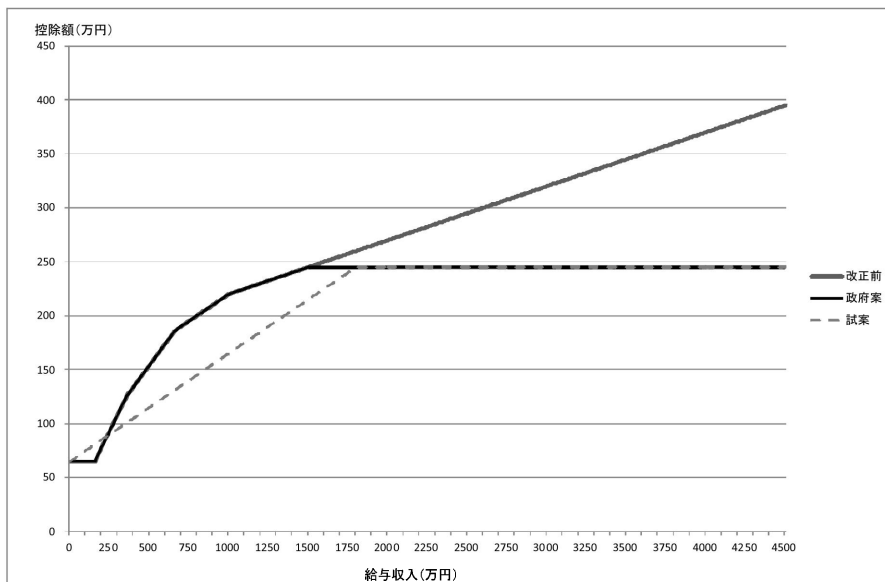
<sup>30)</sup> ただし、上限に到達する給与収入は、2011年度税制大綱が1,500万円となっているのに対して、本章の試案では1,800万円となる。

図4は、独自試算と現行、政府案における給与所得控除の金額を比較したものである。現行の給与所得控除は、給与収入の上昇につれて、控除率が段階的に削減されていることがわかる。それに対して、政府案は給与収入が1,500万円になると、給与所得控除が上限の



出所：筆者計算。

図3 改正前後における実効限界税率の比較



出所：筆者計算。

図4 給与所得控除改正による控除額の変化

245万円に達することだけが現行制度と異なる点だ。独自試算では、年収235万円までの低所得層は現行制度よりもわずかに給与所得控除の金額が増えることになる。年収235万円を超えるとすべての所得階層にとって、給与所得控除の金額が削減されることになる。

表3 各制度の累進税率表

2011年税制		政府案		試算	
課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率
-195万円	5%	-195万円	5%	-250万円	5%
195-330万円	10%	195-330万円	10%	250-350万円	10%
330-695万円	20%	330-695万円	20%	350-600万円	20%
695-900万円	23%	695-900万円	23%	600-900万円	25%
900-1,800万円	33%	900-1,800万円	33%	900-1,300万円	35%
1,800万円-	40%	1,800-5,000万円	40%	1,300万円-	40%
		5,000万円-	45%		

出所：筆者作成。

年収235万円以上にとって増税になるというような給与所得控除の改正は、過度な増税となり、現実性が厳しくなる。そこで給与所得控除の改正にあわせて、所得税の税率表の改正も組み合わせることとした。表3は、現行税制（2011年）、社会保障と税の一体改革で提案された最高税率の引き上げ案、独自試算をまとめたものだ。政府案は現行の税率表に課税所得5,000万円超に最高税率45%を加えたものである。これに対して独自試算は最低税率が適用される課税所得区分を195万円から250万円まで引き上げている。10%の限界税率が適用される課税所得も330万円から350万円まで引き上げている。これらは低所得層にとっては所得税負担を減少させることになる。一方、20%の限界税率が適用される課税所得区分は695万円から600万円まで引き下げている。23%と33%の限界税率は、それぞれ25%と35%に引き上げている。40%の限界税率が適用される課税所得区分は1,800万円から1,300万円まで引き下げている。これらは、高所得層の所得税負担を増加させることになる。

### 3.3. 改革による税負担の変化

改革試算による定期収入階級別の税負担の変化を示したものである<sup>⑧</sup>。比較の基準とするために、政府案が実現した場合の税負担も掲載している。以下での政府案とは、復興増税としての所得税の付加税（2.1%）と社会保障・税の一体改革の大綱で示された最高税率

⑧ 各定期収入階級別の給与収入、世帯人員のデータを利用して、税法を適用することで税負担額を求めた。所得控除としては、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除を考慮した。詳しくは、鈴木（2012）を参照されたい。

の引き上げの組み合わせとした。改革試算による税負担の変化は、給与所得控除のみを改正した場合の影響と税率表のみを改正した場合の影響も計測した。

給与所得控除のみ改正した場合の影響をみてみる。独自試算における給与所得控除は、定額控除と比例控除の組み合わせによって制度を簡素化かつその水準を大幅に引き下げるという改革である。しかし定期収入が235万円未満の低所得層では、図4でみたように現行よりも給与所得控除の金額が多くなる。これらの低所得層は現行税制のもとでは課税最低限以下の世帯となるので、改革によって給与所得控除の水準が高くなるからといって改革の影響を受けない。235万円を超える世帯では、給与所得控除の水準の低下により所得税負担が増加する。この所得税負担の増加は、図4でみたように、中間所得層の給与所得控除の削減額が大きいためである<sup>82</sup>。

このように給与所得控除のみを改正した場合には、中間所得層の増税額が相対的に重くなってしまふ。この中間所得層の増税額を圧縮するために、所得税の税率表は中間所得層が減税となるように設定した。格差は正効果を期待して、高所得層に対しては増税となるように設定している。ただし、政府案のように高所得層の増税は、最高税率の引き上げではなく、現行の最高税率が適用される課税所得区分の引き下げでおこなっている。最高税率の引き上げは、政治的には高所得層への増税のイメージが強いため好まれることになるものの、課税所得区分を見直すことで、限界税率を引き上げることなく、高所得層の税負担を増加させることができる。このような方法は、経済学的には限界税率を上げることなく、平均税率を上げることとなり、労働意欲に対する阻害効果が小さくなることが知られている。表4をみると、改革試算の税率表の改正のみを実施した場合には、中間所得層は減税、高所得層は増税となることが確認できる。

給与所得控除の改正と税率表の改正を組み合わせた場合の改革試算のもとでの税負担は、235万円未満の低所得層には影響を与えない。235万円を超える世帯では、増税額が徐々に増えていくことになる。この増税額は、政府案の増税額よりも大きくなっている。各所得階層の増税額は、大きくなるが日本の所得税負担はバブル崩壊以降、減少してきており、ある程度の増税はやむを得ないと考えられる。基幹税としての所得税を強化することで、政治的抵抗の大きい消費税率の引き上げ幅を圧縮することも可能になるだろう。

最後に改革試算による再分配効果を計測したものが表5である。この表によると、改正前のジニ係数は0.2913であるのに対して、政府案のそれは0.2909、試算が0.2896となってお

<sup>82</sup> 表4の1,320万円超の世帯の平均給与収入は1,799万円であり、改革試算での給与所得控除の上限には達していない。ただし、給与収入が1,800万円を超える高所得層については、給与所得控除の上限に達するために、増税額は大きくなる。

表4 定期収入階級別の税負担の変化（単位：万円）

定期収入階級 (年間：万円)	改正前	政府案		控除：試算 税率：改正前		控除：改正前 税率：試算		試算	
	税負担額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額
0-120	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
120-180	0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1
180-240	2.0	2.0	0.0	1.8	-0.1	2.0	0.0	1.8	-0.1
240-300	4.2	4.3	0.1	4.9	0.6	4.2	0.0	4.9	0.6
300-360	6.6	6.8	0.1	8.0	1.3	6.6	0.0	8.0	1.3
360-420	9.2	9.4	0.2	12.0	2.8	9.2	0.0	10.9	1.7
420-480	14.9	15.2	0.3	19.2	4.3	12.3	-2.6	16.4	1.5
480-540	20.2	20.6	0.4	27.1	7.0	17.4	-2.8	22.4	2.3
540-600	29.6	30.2	0.6	40.6	11.0	24.8	-4.8	35.8	6.3
600-660	41.9	42.7	0.9	52.9	11.0	37.1	-4.8	48.1	6.3
660-720	54.9	56.1	1.2	65.9	11.0	50.2	-4.8	61.2	6.3
720-780	66.6	68.0	1.4	77.6	11.0	61.9	-4.8	73.0	6.3
780-840	82.3	84.1	1.7	93.2	10.8	78.9	-3.5	92.4	10.1
840-960	100.3	102.4	2.1	111.6	11.4	100.6	0.3	113.0	12.7
960-1,080	114.1	116.5	2.4	124.7	10.6	115.7	1.6	127.2	13.1
1,080-1,200	146.9	150.0	31	159.6	12.7	151.2	4.3	164.7	17.8
1,200-1,320	144.1	147.1	30	156.9	12.9	148.2	4.1	161.9	17.8
1,320-	291.6	302.7	11.2	296.6	5.0	307.1	15.5	313.1	21.6

出所：総務省『家計調査年報』平成22年より作成<sup>㉓</sup>。

表5 改革による再分配効果

			ジニ係数	再分配係数
課税	前		0.3051	
改正	前		0.2913	0.0454
政府	案		0.2909	0.0465
試算	案		0.2896	0.0508

出所：総務省『家計調査年報』平成22年より作成<sup>㉔</sup>。

り、いずれも格差が小さくなっていることがわかる<sup>㉕</sup>。政府案と試算を比べると再分配係数がそれぞれ0.0465、0.0508となっており、試算の方が再分配効果が大きいことがわかる<sup>㉖</sup>。

### 3.4. 試算の追加

前節では給与所得控除を簡素化し、水準を下げるという改革によって起きる増税をどのように吸収し、ある程度の増収を見込める改革案を提示した。本節では、より抜本的な税制改革案を提示する。抜本的な改革案の目的は所得税を基幹税として復活させることであ

㉓ 「第2-4 世帯主の定期収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より作成している。

㉔ データは表4と同じ。

㉕ ジニ係数は等価所得によって計測している。なお、等価所得は所得を世帯人員の二乗根で割ることで求められる。等価所得で再分配状況を見ることについては鈴木（2010）を参照。

㉖ 再分配係数とは、課税前から課税後へジニ係数がどれだけ改善されたかを示す指標であり、 $(\text{課税前ジニ係数} - \text{課税後ジニ係数}) / \text{課税前ジニ係数}$ によって求めることができる。

る。「社会保障・税の一体改革」では消費税を最終的には現在の5%から10%に増税させることとしている。消費税の増税分は社会保障目的税として取り扱われることになっている。現実的には社会保障目的という理由をつけただけにとらえる向きもある。増税分が一般会計の歳入に組み込まれるからだ。歳入が国債に大きく依存している原因として、バブル崩壊以降、所得税と法人税の税収が大きく下がっていることが挙げられる。所得税収はピーク時の26.7兆円（1991年）から現時点では13.5兆円（2011年度予算）にまで下がっている。法人税はピーク時の19.0兆円（1989年）から現時点では7.8兆円（2011年度予算）にまで下がっている。所得税は約半分に、法人税は半分以下にまで下がっているのが現状だ。

法人税は菅政権において税率の引き下げが行われた<sup>87)</sup>。日本の企業課税は国際的に重く、日本企業の海外逃避が起きたり、海外から投資の妨げになっているという現状がある。法人税増税という税制改革は現時点では考えにくい。

一方の所得税はこれまでの累進構造のフラット化と所得控除の拡充という税制改革が進められた。慢性的に低い経済成長率が大きな原因ではあるが、これまでの税制改正による減収も指摘できる。そこで本節では所得税の大幅な増税を目的とした改革案を提示したい。

改革案としては給与所得控除を前節と同様の制度を取り入れることから、給与所得控除制度改革を吸収できる税収中立案も同時に提供することにした。以上を目的とした改革案は表6のようになる。税収中立案の設計は、前節における試案を参考に行っている。試案では給与所得控除の引き下げによって定期収入が240万円階級から増税が生じるようになっていた。

これらの影響に対応するために追加試案では以下を講じている。税収中立案では、増税を吸収するために限界税率は試案を維持しているが、課税所得区分において低い限界税率である10%と20%が適用される区分と高い限界税率である35%と40%が適用される区分を拡大させた。増税案では、最低税率を5%から8%に上昇させて、最高税率に新たに45%を設定している。

これらの改革案（表6）に基づいて前節の同様に家計負担を計測すると、表7のようになる。

表7によると、税収中立案は給与所得控除の引き下げによる増税を、低い限界税率が適用される所得範囲を拡大させることで対応するために、定期収入240万円から540万円までは0.6万円から2.3万円の増税で収まる。この範囲は人数の分布として広がっているために税収中立案としてはこの範囲より分布は狭いが中高所得階層で減税させることで低所得

<sup>87)</sup> 東日本大震災への復興増税として引き下げた分を期間限定で戻している。

者層の増税分を吸収する結果になっている。一方、増税案は課税最低限以下になる120万円以下の階層と給与所得控除が引き上がる階層である180万円以下の階層を除いて、すべ

表6 追加試算の累進税率表

税収中立案		増税案	
課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率
-250万円	5%	-200万円	8%
250-450万円	10%	200-350万円	15%
450-750万円	20%	350-700万円	20%
750-900万円	25%	700-900万円	25%
900-2,000万円	35%	900-1,300万円	35%
2,000万円-	40%	1,300万円-1,800万円	40%
		1,800万円-	45%

出所：筆者作成。

表7 改革案による税負担の変化（単位：万円）

定期収入階級 (年間：万円)	改正前	税収中立案		増税案	
	税負担額	税負担額	増税額	税負担額	増税額
0-120	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
120-180	0.1	0.0	-0.1	0.0	-0.1
180-240	2.0	1.8	-0.1	2.9	1.0
240-300	4.2	4.9	0.6	7.8	3.6
300-360	6.6	8.0	1.3	12.8	6.1
360-420	9.2	10.9	1.7	18.5	9.4
420-480	14.9	16.4	1.5	29.4	14.5
480-540	20.2	22.4	2.3	38.4	18.3
540-600	29.6	29.2	-0.4	51.8	22.3
600-660	41.9	38.1	-3.8	64.1	22.3
660-720	54.9	51.2	-3.8	77.2	22.3
720-780	66.6	62.9	-3.8	88.9	22.3
780-840	82.3	78.4	-3.9	104.4	22.1
840-960	100.3	95.5	-4.8	124.0	23.7
960-1,080	114.1	109.7	-4.4	138.2	24.1
1,080-1,200	146.9	147.2	0.3	175.7	28.8
1,200-1,320	144.1	144.4	0.3	172.9	28.8
1,320-	291.6	292.4	0.8	324.1	32.6

出所：総務省『家計調査年報』平成22年より作成<sup>38)</sup>。

表8 追加試算による再分配効果

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.3051	
改正前	0.2913	0.0454
税収中立案	0.2924	0.0416
増税案	0.2881	0.0558

出所：総務省『家計調査年報』平成22年より作成<sup>39)</sup>。

<sup>38)</sup> データは表4と同じ。

<sup>39)</sup> データは表5と同じ。



ての階層で増税となっている。所得階層が高くなるにつれて増税幅が大きくなっている。

2つの改革案による再分配効果について計測した結果が表8である。表8によると、税収中立案は改正前と比較してジニ係数はほとんど変化がないことがわかる。再分配係数は改正前が0.0454であり、税収中立が0.0416である。増税案は高所得者ほど増税額が大きいことが反映されて、再分配係数は0.0558に上昇している。

### 3.5. 税収額の試算

本稿では3つの税制改革案を提供している。政府案を含めてこれらの改革案のもとで所得税収はどのくらいになるのかについて税収推計をおこなった。本稿における所得税収の推計方法については、鈴木（2012）が詳細に述べられている。鈴木（2012）の推計方法は、齊藤（1989）、橋本・前川（2001）などを踏襲したもので、制度改革の詳細を反映した税収を推計できる点で優れている。

本稿では所得税を源泉徴収分と申告分にわけてそれぞれを推計している。源泉徴収分の推計には、国税庁『民間給与実態統計調査結果（税務統計から見た民間給与の実態）』（以降、『民間給与の実態』とする。）の平成21年分「第17表 給与階級別の諸控除（合計）」「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」「納税者」を使用した<sup>40</sup>。『民間給与の実態』の「表17表」には、給与階級別の給与所得者数、給与額と各種所得控除額やその利用者数が掲載されている。全体の給与額を給与所得者数で割ることで、給与階級別の1人あたりの給与収入が計算される<sup>41</sup>。給与階級別の各種所得控除額を階級別の給与所得者数で割ることで、給与階級別1人あたりの所得控除額が計算される<sup>42</sup>。これらの階級別の給与収入、所得控除額を用いれば、税法にもとづき、階級別の所得税額を求めることができる<sup>43</sup>。階級別の所得税額に、人数を掛け合わせると階級別の税収額を求めることができる。

<sup>40</sup> 税務統計を利用した税収推計にあたっては、『民間給与の実態』が、給与所得者のうち確定申告をおこなったものを含んでいないことに注意する必要がある。

<sup>41</sup> 例えば、利用しているデータによると、給与階級200万円以下には、410万6,626人、給与額が6兆4,171億6,300万円と掲載されているので、1人あたりの給与収入は156.3万円と計算される。

<sup>42</sup> 税務統計には、給与階級200万円以下に属する納税者がどれだけ配偶者控除を利用したかという対象配偶者数が掲載されている。また対象配偶者数は「一般控除対象配偶者数」「老人控除対象配偶者数」に分割され、さらにそれぞれが「一般」「障害者」「同居特別障害者」「非同居特別配偶者」に分割されている。これらそれぞれの対象配偶者数をその階級人数である410万6,626人で割り、それぞれの控除額（一般控除対象配偶者かつ一般は38万円）を乗じることで、給与階級200万円以下に属する納税者1人あたりの各種配偶者控除額が計算される。この作業を各種対象配偶者数に対して繰り返して、合計することで、給与階級毎の所得控除額が計算される。

<sup>43</sup> 各種所得控除には、『民間給与の実態』に掲載されている給与階級別の配偶者控除、扶養控除、本人控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（生保一般分、個人年

申告分の推計には、国税庁『申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）』（以下、『申告所得税の実態』をする。）の平成21年分「第2表 所得種類別表（合計）」の所得金額の内訳の「合計・事業所得者に属する給与所得」を利用した。これは給与所得分の推計に利用した。本稿では給与所得控除の改正と税率表の改正の組み合わせを考えている。給与所得分の推計には、給与所得控除の改正と税率表の改正の双方が影響を受けることになる。一方、給与所得以外は、給与所得控除の改正の影響は受けず、税率表の改正のみを受けることになる。給与所得者以外の部分の推計には、合計所得者のデータから給与所得者のデータを取り除いたデータを使用した。したがって、申告所得税の税収推計は、「給与所得者」と「給与所得以外」にわけて計算することになる。

給与所得者については、「第2表所得種類別表（続）」に掲載されている「給与所得者」の「所得金額の内訳（その2）：給与所得」を利用した。ところが給与所得のデータだけでは、給与所得控除改正の影響をみるできないために、本稿では給与所得のデータから給与収入のデータを逆算した<sup>44</sup>。各種所得控除については、「第3表所得控除表」に掲載されている各種控除額の合計を所得階級別の給与所得者の給与所得の人員で割ることでとめた。階級別の一人当たりの給与収入、所得控除を計算することで、源泉分と同様に、税法にしたがい階級別の所得税額を求め、階層別の税収額を推計することで、申告分の所得税収の推計が可能になる。

給与所得以外の申告分の税収推計には、『申告所得税の実態』の第1表総括表を利用した。具体的には、「第1表総括表」には、合計所得、事業所得者、不動産所得者、給与所得者、雑所得者、他の区分に該当しない所得者のそれぞれの所得階級別の人員と課税所得が掲載されている。合計所得の階級別人員から給与所得の階級別人員を差し引くことで、給与所得以外の階級別人数とした。同様に合計所得の階級別課税所得から給与所得の階級別課税所得を差し引くことで、給与所得以外の階級別課税所得とした。給与所得以外の階級別所得をその人数で割ることによって給与所得以外の所得階級別の1人あたりの課税所得を算出し、累進税率表を適用させることによって階級別の1人あたりの税額が計算される。1人あたりの税額に階級別の人数を掛けた値を合計すれば、給与所得以外の申告分の税収額が推計できる。

√金分）、地震保険料控除、配偶者特別控除、住宅借入金等特別控除を考慮している。配偶者控除、扶養控除、本人控除については、対象人数が掲載されているので、対象人数を階級別の給与所得者数で割った値に税法で規定されている控除額を乗じて、それぞれの控除額を合計することで求めることができる。社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（生保一般分、個人年金分）、地震保険料控除、配偶者特別控除、住宅借入金等特別控除については、控除の合計額が掲載されているので、合計額を階級別の給与所得者数で割った値を控除額としている。

44 計算の詳細は、鈴木（2012）を参照されたい。

表9 各税制改革案による増収額（単位：億円）

試案	9,206
税収中立案	1,805
増税案	33,883

出所：筆者計算。

以上の方法によって推計した結果は表9にまとめられている。まず試案は給与所得控除の引き下げと最高税率適用区分を大幅に引き下げ、累進税率表を簡素化したことによって9,206億円の増収となっている。税収中立案は1,805億円というほぼ中立に近い値がえられている。増税案はほぼすべての所得階層による増税、かつ所得階層が高くなるにつれて増税ということから3兆3,883億円の増収となっている。

#### 4. む す び

2012年度税制改正では、給与所得控除の上限設定と最高税率の新たな設定という増税が組み込まれた。給与所得控除の上限設定は上限に直面する家計にとって実効限界税率の上昇となり、労働供給の減退につながる可能性がある。最高税率の新たな設定は課税所得区分が5,000万円超が対象となっているため、高所得者の一部を狙った増税である。この制度改正では格差是正効果は小さく、また増収効果も小さい。

これまで給与所得控除制度については簡素化と水準の引き下げが求められてきた。今回の税制改正では収入1,800万円超に上限が設定されているだけで、多くの給与所得者にとっては簡素化にはなっていない。簡素化と水準の引き下げが実行される場合、所得税負担が増大となる場合は、累進税率表を改正することによって対応していく必要がある。本稿における税収中立案はひとつの参考となる。

2013年から東日本大震災の復興財源として所得税増税が25年間なされることになった。これは事実上の恒久増税である。本稿における増税案シミュレーションによると、給与所得控除制度と税率表を改正するという抜本的改革で十分に財源の捻出は可能である。

改革にあたっては、まず税収中立案を設定することから始める必要がある。本稿では給与所得者を対象とした改革案に終始したが、給与所得控除の簡素化と水準の引き下げにあたっては、事業所得者の経費算定の厳格化を同時に実行されなければ、給与所得者の不満が増大することになる。

残された課題としては、本稿での改革案は給与所得控除と税率表にとどまっていること

である。控除制度はこの他に基礎控除、配偶者控除、扶養控除等さまざま存在する。社会のニーズと個人の状況に合わせた改革ができる直接税としての所得税改革案のメニューは数多く残されている。これらの追加的な改革試案の検討については、今後の課題としたい。

### 参 考 文 献

- [1] 呉善充 (2009) 「税制の再分配効果について」『千里山経済学』第42巻第1号, pp.1-22.
- [2] 木下和夫・本間正明・大島隆夫 (1986) 「税制改革中間報告と諸問題」『税経通信』第41巻第9号, pp.107-130.
- [3] 齊藤慎 (1989) 『政府行動の経済分析』創文社.
- [4] 鈴木善充 (2010) 『税制改革による格差是正の検討』KISER Discussion Paper Series, No.1
- [5] 鈴木善充 (2012) 『給与所得課税のシミュレーション分析』APIR Discussion Paper Series, No.25.
- [6] 鈴木善充・橋本恭之 (2012) 「給与所得控除の改正と所得税改革」財団法人関西社会経済研究所『税財政改革に向けた研究会報告書 (2011年度) — 政権以降後の税財政政策の評価 —』, 第4章所収, 関西社会経済研究所.
- [7] 内閣府 (2011) 『社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書』.
- [8] 日本租税研究協会編 (1950) 『シャウプ勧告の総合的研究』日本租税研究協会.
- [9] 橋本恭之・呉善充 (2008) 「所得税改革の論点」『国際税制研究』No.20, pp.35-44.
- [10] 橋本恭之・前川聡子 (2001) 「地方税源充実に向けて」本間正明・齊藤慎編『地方財政改革』第5章所収, 有斐閣.
- [11] 藤田晴 (1992) 『所得税の基礎理論』中央経済社.
- [12] 宮島洋 (1986) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.